

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

平成29年 6月 日

枚方市長 殿



提出者

住所 大阪市天王寺区上汐四丁目5-26

氏名 村本建設株式会社 大阪支店

執行役員支店長 米田 恵治

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 06（6772）8027

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称

村本建設(株) 大阪支店

事業場の所在地

大阪市天王寺区上汐四丁目5-26

計画期間

平成29年4月1日～平成30年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類

総合工事業

②事業の規模

完成工事高 159億円

③従業員数

130人

④産業廃棄物の一連の処理の工程

別添1 処理工程図のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別添 2 管理体制図のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（平成28年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	木くず
	排 出 量	8176.3 t	110.6 t
	(これまでに実施した取組) 工法の改善 (汚泥) 梱包材の簡素化 (廃プラスチック類、木くず) 工場加工 (木くず) 余剰材の引き取り (木くず) 分別徹底の指示		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	木くず
	排 出 量	7358.7 t	99.5 t
	(今後実施する予定の取組) 工法の改善 (汚泥) 引き続き実施 梱包材の簡素化 (廃プラスチック類、木くず) 引き続き実施 持込時のユニット化		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 工程毎に発生したものをそれぞれ保管する 発生元における分別徹底の指示
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 保管における取組みを選別という段階から性状の変化抑制や不純物の混入防止という段階へとステップアップを図る。 保管期間を計画的に定め、発生⇒処分の直結を実現する

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

コンクリート片	アス・コン片	その他がれき類	建設混合廃棄物（管理型）
1591 t	43.7 t	40 t	113 t

②計画

コンクリート片	アス・コン片	その他がれき類	建設混合廃棄物（管理型）
1431.9 t	39.3 t	36 t	101.7 t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（平成28年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	— t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	— t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（平成28年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	— t	t
	自ら中間処理により 減量した産業廃棄物の量	— t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	— t	t
	自ら中間処理により 減量する産業廃棄物の量	— t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（平成28年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	－	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	－ t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	－	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	－ t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（平成28年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	木くず
	全 処 理 委 託 量	8176.3 t	110.6 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	0 t	0 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	8176.3 t	110.6 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
	電子マニフェストの利用できる業者と契約		

(第4面－2)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

コンクリート片	アス・コン片	その他がれき類	建設混合廃棄物（管理型）
1591 t	43.7 t	40 t	113 t
0 t	0 t	0 t	35.6 t
1591 t	43.7 t	40 t	113 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	木くず
	全 処 理 委 託 量	7358.7 t	99.5 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	0 t	0 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	7358.7 t	99.5 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 電子Manifestoの利用できる業者と契約 処理業者の現地確認		
※事務処理欄			

(第5面－2)

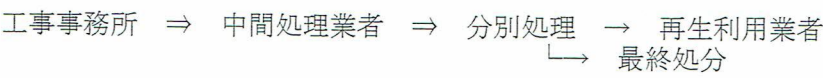
②計画

コンクリート片	アス・コン片	その他がれき類	建設混合廃棄物（管理型）
1431.9 t	39.3 t	36 t	101.7 t
0 t	0 t	0 t	32 t
1431.9 t	39.3 t	36 t	101.7 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別添 1 処理工程図



別添2 管理体制図

産業廃棄物処理に係る管理体

(1) 責任者及び管理組織図

組織・責任者	役 割
社 長	○ 産業廃棄物の適正処理・減量化の推進 ○ 産業廃棄物管理責任者の任命
安全環境統括部 安全環境部	○ 行政官庁からの産廃に関する指示・通達事項の社内通知 ○ 建設副産物処理に関する情報の収集及び提供 ○ 全社的な行政官庁への排出計画の作成、提出 ○ 新規産業廃棄物処理業者の審査及び登録
支 店 長	○ 行政官庁からの産廃に関する通達事項の支店内通知 ○ 産業廃棄物排出抑制目標の設定 ○ 支店内作業所の処理状況確認
環境管理者	○ 産業廃棄物の適正処理・減量化に対する推進活動の実施 ○ 環境関連法規の遵守及び産業廃棄物の適正処理の周知 ○ 新規処理業者の登録手続きの確認 ○ 多量排出事業者の責務（書類の作成、提出、保管） ○ 産業廃棄物処理委託契約書の内容確認 ○ 工事完了後産廃記録（マニフェスト・契約書・処理委託願）の保管 ○ 支店内作業所の処理状況確認。主要処分場の現地確認
産業廃棄物 管理責任者	○ 再生資源利用（促進）計画書の作成。報告。 ○ 産業廃棄物排出抑制目標の設定 ○ 産廃処理業者の選定及び委託契約書の起案 ○ 月毎の建設副産物処理状況の報告 ○ 産業廃棄物処理委託契約書の保管 マニフェスト交付後の管理。 ○ 工事完了後、業者考課表の提出 ○ 法の遵守及び適正処理について、作業所内定期チェック ○ 作業所内の産業廃棄物適正処理、資源化推進の教育訓練の実施

